

エコマーク事業実施要領（改定案）

（改定案の関係箇所のみ抜粋）＜下線部を追記＞

第1章 総則

1. エコマーク事業の目的

エコマーク事業は、日常生活や事業活動に伴う環境への負荷の低減など、環境保全に役立つと認められる商品（製品およびサービス。以下同じ）に「エコマーク」を付けることにより、商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、持続可能な社会の形成に向けて消費者ならびに事業者の行動を誘導していくことを目的とします。

2. エコマークの対象となる商品の基本的な要件

2-1. エコマークの対象となる商品は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、これを消費者に奨励することが環境保全のために適切であると認められる商品の類型に属するものとします。

- ①その商品の製造、使用、廃棄などによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないこと
- ②その商品を利用することにより、他の原因から生ずる環境への負荷を低減することができるなど環境保全に寄与する効果が大きいこと

2-2. エコマークを付けることができる商品（以下「エコマーク商品」という。）は、国内製品、外国製品を問わず日本国内で販売される商品で、エコマークが対象とする商品の類型（以下「商品類型」という。）に該当し、かつ、第3章の手続きにより認定を受けたものに限られます。

5. 認定基準の策定

5-1. 新たに選定された商品類型の認定基準は、次の手続きにより策定します。

- ①選定された商品類型に関する専門家や有識者からなる基準策定委員会を設置します。
- ②基準策定委員会は、認定基準案を策定します。策定にあたっては、「商品ライフステージ環境評価項目選定表」（表1）を活用し、商品のライフサイクル全体にわたる環境への負荷を考慮した上で、その商品の製造、使用、廃棄などによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないレベル、またはその商品を利用することにより、他の原因から生じる環境への負荷を低減できるレベルの基準となるよう、商品類型の目的を達成するために優先度の高い項目を絞り込んで、定量的な認定基準案を策定します。また、より多くの消費者、事業者の行動を持続可能な社会の形成に向けて誘導できる認定基準案を策定します。ISO14024「タイプI環境ラベル」の原則に従い、環境的側面に重点をおいて基準項目を設定しますが、その商品類型に関連が深く、取り組むことが望ましい社会的側面についても基準項目に含めるものとします。なお、これらの基準項目の設定

にあたっては経済的側面、例えば循環経済への貢献を念頭に置くものとします。

- ③基準審議委員会は、策定された認定基準案を専門的見地から精査・検証します。
- ④基準審議委員会の審議を経て、認定基準案は、エコマークニュースおよびホームページなどで公表され、30日間、一般からの意見や提案が受け付けられます。
- ⑤基準策定委員会は一般からの意見や提案を考慮し、認定基準案を再度審議します。
- ⑥基準策定委員会の審議結果にもとづき、公益財団法人日本環境協会は認定基準を制定します。
- ⑦新たに制定された認定基準は、その背景となる情報などを添えてエコマークニュースおよびホームページなどで一般に公表されます。

表1 商品ライフステージ環境評価項目選定表

環境評価項目	商品のライフステージ					
	A. 資源採取	B. 製造	C. 流通	D. 使用消費	E. リサイクル	F. 廃棄
1 省資源と資源循環						
2 地球温暖化の防止						
3 有害物質の制限とコントロール						
4 生物多様性の保全						

5-2. 5-1. のほか、企画戦略委員会、基準審議委員会、基準策定委員会または事務局の発議にもとづき、認定基準の策定に係る審議の手順および方針について、必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができます。

エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する 諸ガイドラインおよび規程

ガイドライン

I. 商品類型の選定

I-1. 商品類型選定の方針

企画戦略委員会による、新規類型の選定に際しては、以下の方針に基づくものとする。

1. 商品類型選定のための方針

採り上げる商品類型は、次に掲げる方針に照らして総合的に評価し、選定する。

- 1) エコマークとして認定基準を設定することで、社会に大きな影響を与えることができること
- 2) 認定商品を選択・利用することにより、環境への負荷を大幅に低減できること
- 3) 認定基準を策定することにより、より多くの事業者の行動を持続可能な社会の形成に向けて転換・誘導できること
- 4) 認定商品を普及することにより、より多くの消費者の行動を持続可能な社会の形成に向けて転換・誘導できること

2. 商品類型選定のために考慮すべき事項

新規類型の選定には、以下の事項を考慮することが望ましい。

- 1) 商品のライフサイクル（資源採取、製造、流通、使用・消費、リサイクル、廃棄）全体としての環境負荷低減効果の有無
- 2) 科学的方法に基づき客観的な認定基準設定が可能か
注) ISO14020「原則3」の4.4.2項に準拠する
- 3) 選定する商品類型について、改善すべき主な環境負荷項目が明確になっていること
- 4) 市場規模、マーケットシェアと普及促進の可能性、その商品分野の特性など
- 5) 商品類型選定に対する事業者・消費者の要望
- 6) 既存商品類型での対応の可能性
- 7) 次の①～③のいずれにも該当することにより、環境倫理面において適切であること
 - ①使い捨て商品（耐久性のある商品が存在する商品分野において、繰り返し使用ができない商品）など、環境面から不必要な消費をもたらす商品でないこと
 - ②環境問題をより本質的に解決もしくは悪化を防止することを目指す商品であること
 - ③その他、消費者がエコマークの意義を理解する際に、混乱を招かない商品であること

8) 選定する商品類型に関連が深く、取り組むことが望ましい社会的側面（経済的側面を含む）の有無

ガイドライン

II. 認定基準の策定

II-1. 認定基準策定の方針

認定基準の策定は、以下の方針に基づいて行うものとする。

1. 認定基準策定の考え方

認定基準書の策定にあたっては、ISO14024の〔6.4製品環境基準の選定及び策定〕および〔6.5製品機能特性の制定〕の手続きに従い、〔原則5.2～5.8、5.10、5.12、5.14および5.17〕を満たすものとする。

なお、認定基準策定にあたっては、次の1)～3)に基づく。

- 1) エコマーク事業実施要領 表1「商品ライフステージ環境評価項目選定表」を活用し、商品ライフサイクルの全体にわたる環境負荷を考慮に入れ、その商品の資源採取、製造、流通、使用消費、リサイクル、廃棄による環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないレベル、またはその商品を利用することにより、他の原因から生ずる環境への負荷を低減できるレベルに認定基準を策定する。なお、環境負荷のトレードオフも考慮することとする。
- 2) 複数の認定基準項目候補案の中から、その商品タイプの目的を達成するために優先度が高い基準項目を絞りこんで選定する。
- 3) より多くの事業者、消費者の行動を持続可能な社会の形成に向け転換・誘導できる認定基準を策定する。

2. 認定基準策定における特定注意事項

- 1) 認定基準策定の検討範囲は、~~原則として環境負荷低減に資する項目とし、品質基準については、商品類型ごとに必要に応じて設定する。以下①～③の通りとする。~~
①ISO14024「タイプI環境ラベル」の定義に従い、原則として環境負荷低減に資する項目に重点をおいて基準項目をとし、設定する。
②該当する商品類型に関連が深く、取り組むことが望ましい社会的側面についても基準項目に含めて検討する。なお、これらの基準項目の設定にあたっては経済的側面、例えば循環経済への貢献を念頭に置く。
③品質基準については、商品類型ごとに必要に応じて設定する。
- 2) 認定基準で要求する試験等については、参画機会を最大にするために、試験費や期間等が申請者にとって妥当かどうか考慮する。
- 3) 客観的な審査を実施するために、できる限り、定量的評価が行える基準を設定することとし、定性的（報告）基準は極力設けない。
- 4) 申請者が当然遵守すべき国内法規等に関する基準を極力設けない。
- 5) 認定基準として選定されなかった項目の中で配慮が望ましい項目や次回の見直しにあたって考慮されるべき項目については、「配慮事項」として設定することができる。
- 6) 表1「商品ライフステージ環境評価項目選定表」は、商品分野の特性に応じて変更す

ることができる。

表1 「商品ライフステージ環境評価項目選定表」

環境評価項目	商品のライフステージ					
	A. 資源 採取	B. 製造	C. 流通	D. 使用 消費	E. リサ イクル	F. 廃棄
1 省資源と資源循環						
2 地球温暖化の防止						
3 有害物質の制限とコントロール						
4 生物多様性の保全						